

**第 32 回統計シンポジウム**  
(平成 23 年 11 月 16 日 (水))  
基調講演

**東日本大震災と公的統計 — 統計の役割を考える (要旨)**

総務省統計研修所長

川 崎 茂

はじめに

東日本大震災では、多くの尊い命が失われ、多数の方々が被災されたほか、震災に伴って発生した原子力発電所事故により、多くの方々が避難を余儀なくされています。亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げるとともに、災害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

東日本大震災の発生後、総務省統計局では、災害後の復旧・復興に貢献できるよう統計の作成・提供に関して様々な取組を行いました。本シンポジウムでは、統計局の取組を中心に、震災に対する公的統計の対応状況を報告するとともに、この度の経験を通じて私なりに得た課題や教訓を紹介し、パネルディスカッションの論点などを提示したいと思います。

以下では発表の主な内容を紹介しますが、当日は、都合により内容を若干変更する場合がありますので、予めご了承ください。

**1 東日本震災への取組の基本的な考え方**

震災の発生後、統計局では次のような基本的な考え方に基づいて統計の作成・提供を行いました。

- ① 毎月の基本統計はできるだけ遅滞なく公表する。
- ② 被災の実情に配慮しつつ、統計調査を速やかに復旧する。
- ③ 既存の統計、新たな調査結果等を活用して、復興に役立つ統計情報を提供する。

震災発生直後の 3 月下旬には、月次統計の公表をほぼ平常どおり行うことができ、その後もほぼ予定どおり公表を行うことができました。しかし、統計調査によっては調査の困難な地域が広範囲にわたったため、それを除外して集計した結果を公表しました。その場合には、データの欠損状況や推計方法について利用者に情報提供を行うとともに、時系列比較に支障のないよう、過去の結果についても同じ基準で遡及集計した結果も併せて公表しました。また、結果公表に先立ち、このような特別な取り扱いを行うことについて事前に周知をはかりました。

また、復旧・復興に役立てていただくため、震災後すみやかに平成 21 年経済センサス基礎調査と平成 22 年国勢調査の小地域集計結果の統計地図を被災地の地方公共団体に提供し、また、それを統計局ホームページにも掲載しました。このほか、月次の統計調査結果の公表の際には、震災後の社会・経済動向を分析し、解説を付して公表しました。

以下では、月次の統計公表における対応、被災地の救援・復興のための統計情報の加工提供、震災後の動向の分析について、順次紹介します。

## 2 月次の統計公表における対応

統計局では、毎月公表する月次統計について、できるだけ利用に支障をきたさないよう、公表スケジュールを守りながら結果の推計、集計等で工夫をして対応しました。

震災の発生した3月以降、東北地方の太平洋沿岸地域を中心に、広範囲にわたって調査の実施が極めて困難な状況が続きました。統計結果への影響は、標本の規模や調査対象地域の抽出方法などにより調査ごとに異なるため、それぞれの特性に応じた推計を行って集計し、公表しました。

最も影響の大きかった労働力調査では、岩手県、宮城県及び福島県（以下、「東北3県」と略称します。）の太平洋沿岸地域では多くの世帯において調査が困難となったことから、通常どおりに「全国結果」を推計することができなくなりました。3月分以降は、「全国結果」に代えて「東北3県を除く全国結果」を公表しました。その際、過去の結果も同じ地域範囲で比較できるよう、1年前の結果数字についても、東北3県を除いた結果を改めて集計し、それを併せて公表しました。また、推計方法の変更や東北3県における震災の影響の程度などの参考情報も公表しました。なお、9月分からは、東北3県の大半の調査地域で調査を再開できるようになったことから、従来どおりの「全国結果」の公表を復活しました。

国の統計調査の対応状況の詳細については、別添1の資料を参照してください。

## 3 救援・復興のための統計情報の加工提供

震災の発生直後には、被災地の救援のために、被害の規模、被災地域の範囲、人口規模・分布などを把握することが必要とされていました。また、その後、復興のビジョンが検討される中では、地域の社会・経済の実態を表すデータが求められるようになりました。統計局では、そのようなニーズに応えるため、既存の統計データを加工して提供しました。

被災地域では調査を行うこと自体が困難な状況にあることから、統計局では、既存の統計データを被災地の地理情報と組み合わせて加工して地方公共団体等に提供しました。この加工のために、被災地域に関する新たな地理情報として、航空写真等に基づいた津波浸水地域の推定範囲の情報を入手することができました。そこでこれを基に、すでに公表されていた平成22年国勢調査の速報値による小地域の人口・世帯数を統計地図に加工し、3月中に被災地の地方公共団体へ提供を開始しました。4月には、これをより多くの方々に活用していただくため、東北3県に加えて青森県、茨城県、福島県の6県の広域の地図を統計局ホームページに掲載しました。（別添2にその一例を示しました。）

また、被災地の地方公共団体からのご要望にお応えして、平成22年国勢調査の人口等基本集計及び産業等基本集計に関し、詳細なデータ審査を行う前の調査票情報を用いて特別に集計した小地域概数集計（東北3県分）を5月末から7月半ばにかけて公表しました。

このほか、被災地域に関する統計データがより利用しやすくなるよう、「社会人口統計体系」の市区町村統計データベースの中から被災地域の主要な統計指標を抜き出し、これに震災被害のデータを付加したデータシートを作成し、ホームページにより提供しました。

これらの情報については、どなたでも簡単に探し出して活用していただけるよう、統計

局ホームページの中に東日本大震災に関連する情報の専用ページを設け、その他の様々な震災地域に関する統計データや情報と併せて提供しています。(別添3を参照。)

#### 4 震災後の動向分析

震災後における月々の統計結果からは、震災が社会・経済に与えた影響や回復の状況などを読み取ることができます。このため、震災に関連した動きを読み取ることができる場合には、できるだけ解説を加えて公表しています。

例えば、「住民基本台帳人口移動報告」の統計からは、震災が東北3県の人口の流動に大きな影響を与えたことが判明したため、震災後の3ヶ月間及び6ヶ月間の人口移動の特徴を分析した報告を公表しました。

このような分析・公表については、統計局だけではなく、各府省においても積極的に行われています。最新の詳しい情報については、政府統計共同利用システム(e-Stat)の専用サイトの一覧をご覧ください。( <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do> )

#### 5 教訓と課題

この度の震災の経験から、統計の整備に関していくつかの課題や教訓が得られたと私は考えています。以下では、その中から主なものを3点紹介します。

第1点は、統計は災害時においても意思決定の基本的な役割を果たすものであり、統計はその使命に応えなければならないということです。大震災の発生後、被災地の状況に関する最新の統計がほしいとの多くのご要望がありました。他方、被災地域は厳しい状況にあり、新たに実態把握のための統計調査を行うことは極めて困難です。このような中で、被災地の支援に役立つ統計を作成・提供するには、次の観点に留意する必要があると考えます。

- ① 既存の統計データを地理情報など他の関連情報とリンクして加工提供する。
- ② 被災地域での調査は、被災者の状況・感情や地域の実情に配慮して慎重に行う。
- ③ 既存の統計調査を活用し、回答負担等に留意して附帯情報を収集する。
- ④ 調査統計だけでなく、業務統計、行政資料などの情報も幅広く活用する。

第2点は、この度の大規模な災害に伴って整備・蓄積された様々な統計データを将来の参考として保存することです。アメリカのセンサス局では、そのウェブサイトに **Emergency Preparedness** (災害時への備え) というページを設けています。これは、2004年にアメリカ東海岸を襲ったハリケーン・カトリーナを始めとする最近の大規模な災害に関連する様々な統計データを収録したものです。日本でも、東日本大震災の教訓が忘れられることなく、今後引き継がれるように、これに伴って収集し整備した各種のデータや情報を蓄積・保存する必要があると考えます。

第3点は、今後、センサスのデータに関して、災害後の地域の実態を反映すべく「補修」を行うことです。例えば平成22年国勢調査の結果は、東日本大震災の発生により、東北地方を中心に地域の実態から乖離したものとなりました。国勢調査の結果は、他の標本調査の設計に活用されることから、災害後の情報によって「補修」する必要があります。しかし、国勢調査をすぐに全国規模で再度実施することは現実的ではなく、既存の調査な

ど何らかの手段を活用して効率的に「補修」を行う必要があります。それには、財源の確保や地域の調査体制の確保なども含め、具体的な検討が必要であると考えます。当面の対応としては、国勢調査の結果を基にしている標本調査の設計に参考となるよう、平成 22 年国勢調査の結果に震災後の情報－浸水地域（人口減）及び応急仮設住宅建設地域(人口増)に該当する位置的情報－を付加して提供する予定です。

上記のほかにもいろいろな教訓や課題があることと思います。パネルディスカッションでは、より幅広い議論が行われることを期待しています。

## おわりに

統計法によれば、公的統計は「国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤」として位置付けられています。公的統計の作成には、調査対象である世帯や企業の方々から統計調査への回答をいただくことが不可欠であり、そのために、多くの統計調査員の方々にご尽力をいただいています。公的統計は、調査対象者、統計調査員を始め、地方公共団体及び国の統計部局の関係者など多くの人々の連携協力によって作成される、社会の貴重な情報源であり、平常時においても災害時においてもその重要性は変わりません。東日本大震災を契機に、公的統計の意義が広く再認識され、公的統計が国民にさらに役立つものとなるよう、作成者と利用者が協力して取り組まれることを心から願っています。